

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 DCの脱退一時金の支給要件の見直し等について
(パブリックコメント)

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年10月22日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（11月26日まで意見募集）。

これは、本年6月5日に公布された年金制度改正法の一部の内容が、2021（令和3）年4月1日および同年8月1日から施行されること等に伴い、関連する政令等について所要の改正を行うものです。

このなかには、「DCにおける脱退一時金の支給要件の見直し」の内容が含まれておりますので、以下その概要についてご案内いたします。

なお、当内容は、昨年12月に取りまとめられた、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」に挙げられていたものです。

<DCに関する改正の概要>

DCにおける脱退一時金については、DCの加入期間が「1年以上3年以下」の者等についてその支給を認めているところ、改正法の規定により、この期間を政令で定めることとなる。

これに伴い、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）において、その期間を「1 月以上 5 年以下」と定めることとする。

※公的年金における短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を考慮して設定されており、今回、その支給上限年数を 3 年から 5 年へ引上げる（政令で規定する）ことと併せて見直しが行われるものです。

施行期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 公布日：2020（令和 2）年 12 月下旬（予定）
- ・ 施行日：2021（令和 3）年 4 月 1 日（DC における脱退一時金の支給要件の見直し）
この他、改正内容により、2021（令和 3）年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日、同年 8 月 1 日

●年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200260&Mode=0>

<ご参考>

DC 法・DB 法の改正について（年金 NEWS）

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_1.pdf

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_2.pdf

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金 NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202010-170-0451-D